

秋田労働局資料

第21回トラック輸送における取引環境・労働時間改善秋田県協議会

トラックドライバーの時間外労働の上限規制

R 6年3月31日まで

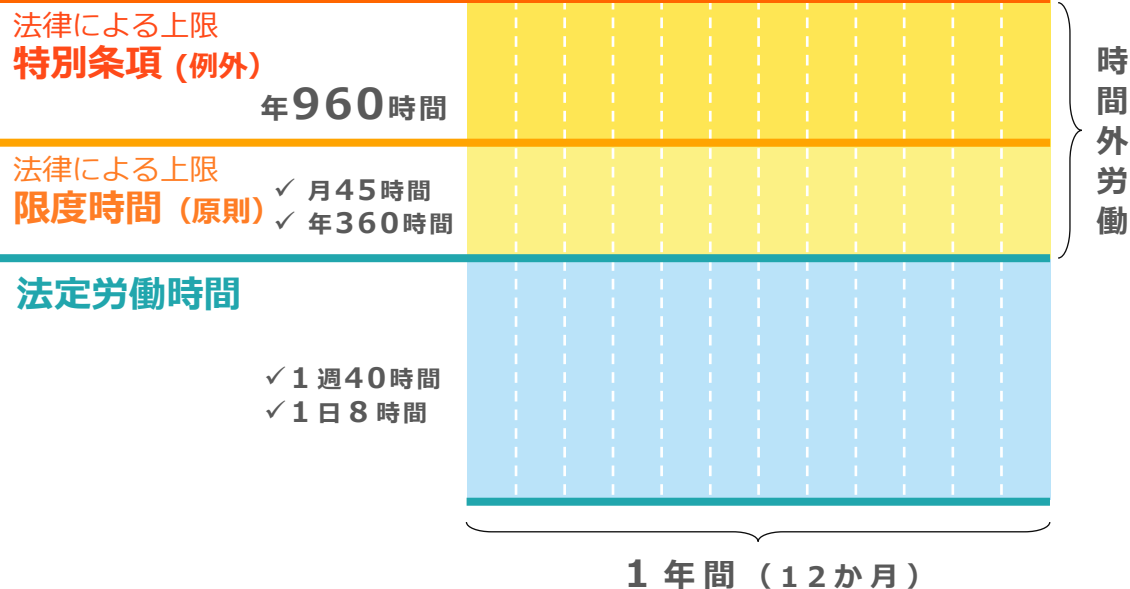
上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



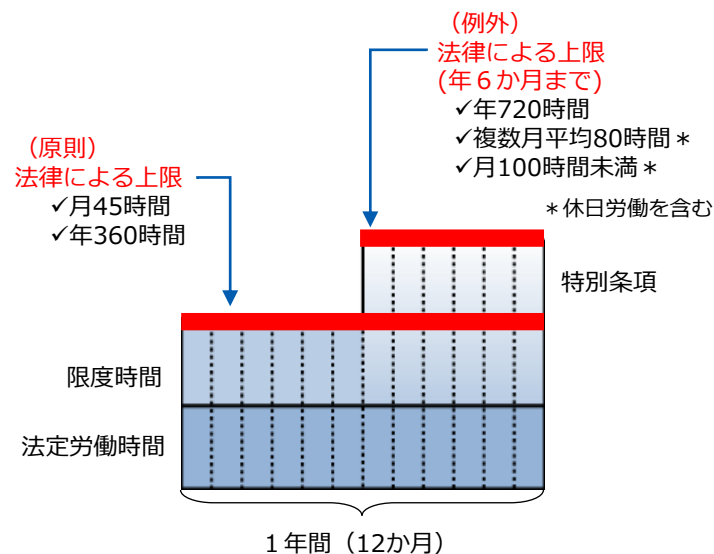
R 6年4月1日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

トラックドライバーの時間外労働の上限規制



(参考) 一般の業種の時間外労働の上限規制



トラックドライバーに適用される「改善基準告示」の主な内容



2024年3月31日まで

2024年4月1日以降

1年、1か月の
拘束時間

1年 **3,516**時間以内
1か月 **293**時間以内
労使協定により、年6か月まで
320時間まで延長可

1年 原則：**3,300**時間以内 例外（※1）：**3,400**時間以内
1か月 原則：**284**時間以内 例外（※1）：**310**時間以内（年6か月まで）

1日の
拘束時間

原則：**13**時間以内
上限16時間、
15時間超は週2回以内

原則：**13**時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安）
例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、16時間まで延長可（週2回まで）

1日の
休息期間

継続**8**時間以上

原則：**継続11時間与えるよう努めることを基本とし、
9時間を下回らない**
例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで）
休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

運転時間

2日平均1日当たり
9時間以内
2週平均1週当たり
44時間以内

2日平均1日当たり **9**時間以内
2週平均1週当たり **44**時間以内

連続
運転時間

4時間以内
運転の中断は、
1回連続10分以上、
合計30分以上

4時間以内
運転の中断時には、原則として休憩を与える
（1回**おおむね**連続10分以上、合計30分以上）
例外：
**SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、
4時間30分まで延長可**

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）
① 284時間超は連続3か月まで。
② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

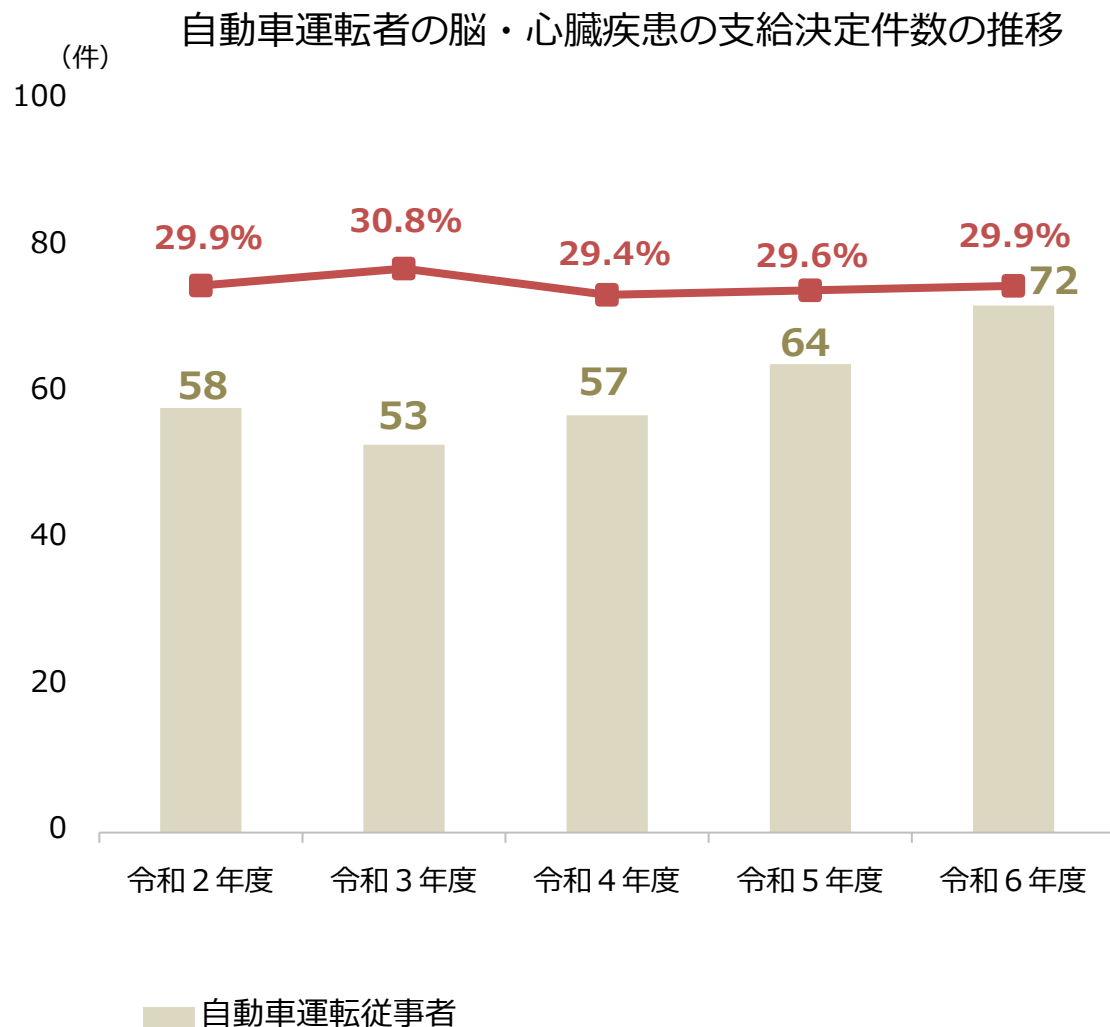
※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

他にも特例等について定めあり。
詳細はパンフレットを参照。



自動車運転者に係る脳・心臓疾患の労災支給決定状況

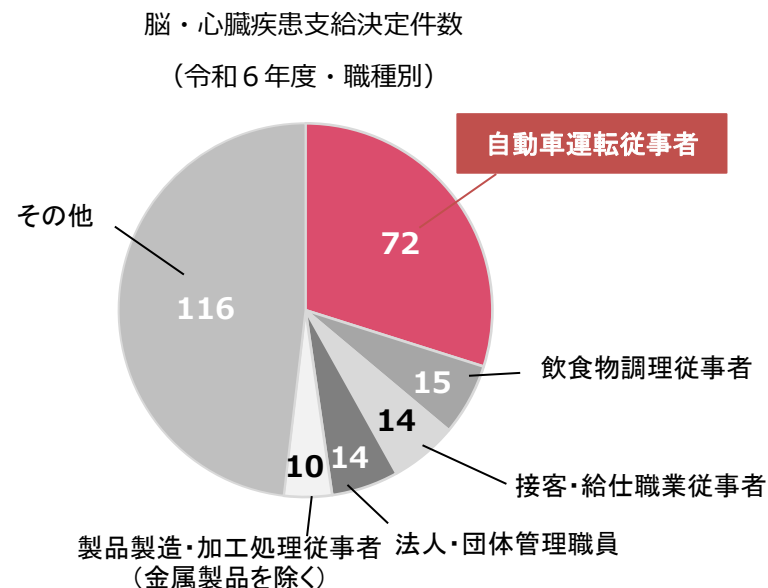
- 自動車運転者の脳・心臓疾患の労災支給決定件数は高い水準（令和6年度は72件）にあり、直近では全職種（同241件）の約3割を占めている。



常用雇用者 5,514万3,895人

- ・道路貨物運送業に従事 161万1,454人 (2.92%)
- ・道路旅客運送業に従事 44万3,169人 (0.8%)

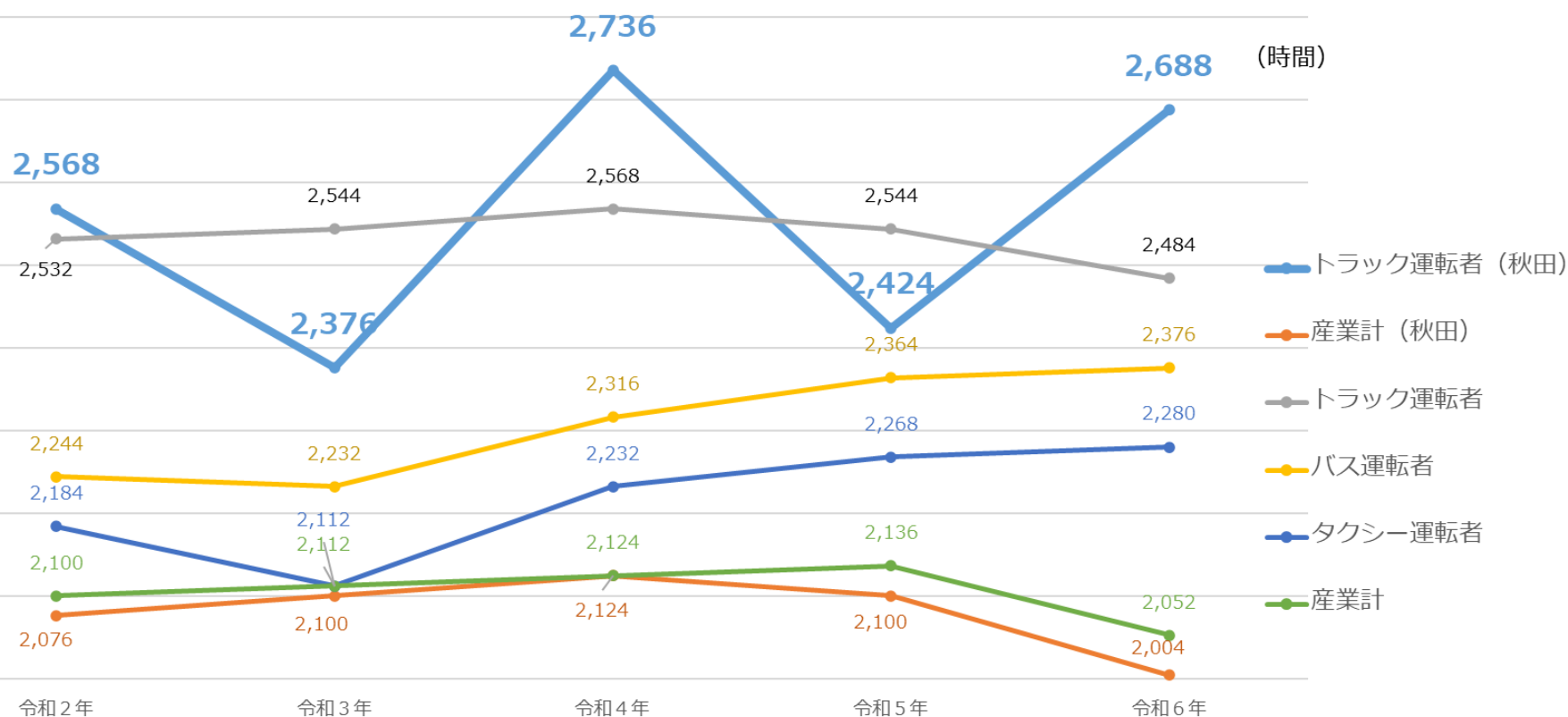
※ 数値は、総務省統計局「経済センサス-活動調査」（令和3年）の調査票情報を独自集計したものの。



自動車運転者に係る労働時間の推移

- 自動車運転者は、依然として長時間・過重労働が課題となっている。
- 秋田県内トラック運転者の令和6年における年間の総労働時間数は、トラック運転者（全国計）と比較し、204時間多く、長時間労働の傾向にある。

自動車運転者の年間の総労働時間数の推移



(※) トラック運転者の労働時間数は、営業用大型貨物自動車運転者の労働時間数を表したものの。

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

労働基準監督署等に寄せられた相談の内容

- 秋田県内の労働基準監督署等に寄せられた相談内容・件数（道路貨物運送業）では、全体に比べ、割増賃金や賃金不払残業に関連するものが多くなっている。

秋田県内労働基準監督機関に寄せられた相談内容・件数（年度別）

R3		R4		R5		R6		R7（～12/31）	
相談項目	件数	相談項目	件数	相談項目	件数	相談項目	件数	相談項目	件数
その他	894	年次有給休暇	879	年次有給休暇	816	年次有給休暇	804	年次有給休暇	468
年次有給休暇	885	労災保険関係	588	定期賃金不払	474	定期賃金不払	440	定期賃金不払	325
いじめ・嫌がらせ	774	自己都合退職	550	時間外労働	425	労災保険関係	417	労災保険関係	291
自己都合退職	629	いじめ・嫌がらせ	465	自己都合退職	410	いじめ・嫌がらせ	390	自己都合退職	257
時間外労働	509	解雇の予告	397	解雇の予告	406	賃金不払残業	389	解雇の予告	238
労災保険関係	477	パワハラ防止措置	396	労災保険関係	386	自己都合退職	381	パワハラ防止措置	234
定期賃金不払	411	時間外労働	381	賃金不払残業	359	解雇の予告	345	その他	230
その他の労働条件	400	定期賃金不払	363	パワハラ防止措置	359	時間外労働	317	賃金不払残業	228
解雇の予告	361	その他労基法関係	326	その他労基法関係	332	その他	301	いじめ・嫌がらせ	224
普通解雇	359	普通解雇	305	その他	297	パワハラ防止措置	301	その他労基法関係	180
・・・	4936	・・・	4791	・・・	4212	・・・	3954	・・・	2519
相談合計	10635	相談合計	9441	相談合計	8476	相談合計	8039	相談合計	5194

秋田県内労働基準監督機関に寄せられた相談内容・件数（年度別・道路貨物運送業）

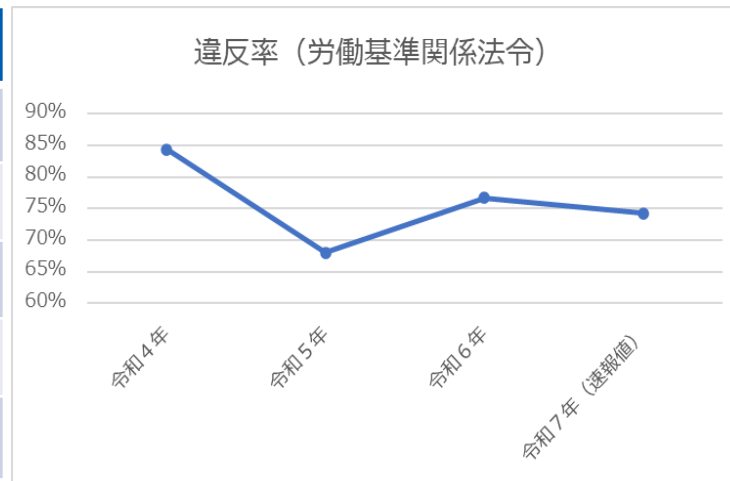
R3		R4		R5		R6		R7（～12/31）	
相談項目	件数	相談項目	件数	相談項目	件数	相談項目	件数	相談項目	件数
いじめ・嫌がらせ	32	賃金不払残業	24	時間外労働	25	定期賃金不払	21	自己都合退職	17
その他	29	年次有給休暇	19	賃金不払残業	21	年次有給休暇	18	年次有給休暇	14
定期賃金不払	24	自己都合退職	19	年次有給休暇	20	割増賃金	17	賃金不払残業	10
時間外労働	23	パワハラ防止措置	19	定期賃金不払	13	改善基準	16	労災保険関係	9
年次有給休暇	23	労災保険関係	17	割増賃金	13	賃金不払残業	15	パワハラ防止措置	9
賃金不払残業	23	いじめ・嫌がらせ	17	労災保険関係	13	パワハラ防止措置	13	解雇の予告	6
労働条件の明示	19	割増賃金	16	労働条件の明示	12	その他労基法関係	12	時間外労働	6
自己都合退職	19	時間外労働	15	過重労働・長時間労働	12	自己都合退職	12	セクシュアルハラスメント	6
割増賃金	16	定期賃金不払	14	解雇の予告	11	いじめ・嫌がらせ	12	いじめ・嫌がらせ	6
その他の労働条件	12	改善基準	13	その他労基法関係	11	就業規則	11	過重労働・長時間労働	6
・・・	148	・・・	128	・・・	158	・・・	125	・・・	77
相談合計	368	相談合計	301	相談合計	309	相談合計	272	相談合計	166

自動車運転者（トラック）を使用する事業場に係る監督指導の状況

- 秋田県内の労働基準監督署が自動車運転者（トラック）を使用する事業場に対して行った監督指導（立入調査）における労働基準関係法令違反率は70%前後、改善基準告示違反率は60%程度で推移している。

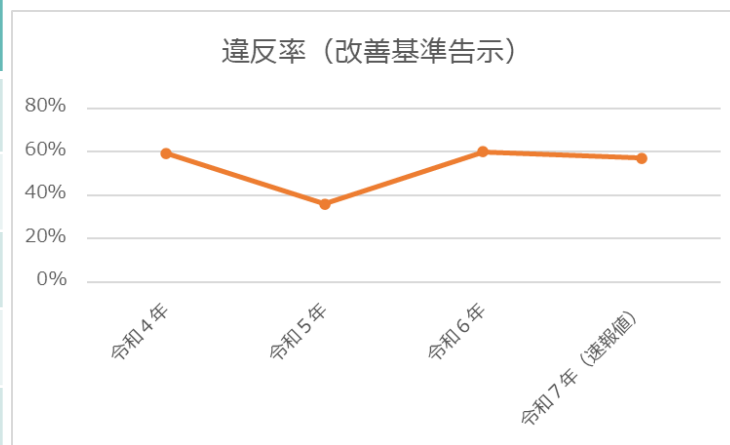
監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び主な違反事項

	監督実施事業場数	労働基準関係法令違反事業場数	違反率	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金の支払	労働時間の状況の把握
令和4年	32	27	84.4%	16	3	0
令和5年	25	17	68.0%	9	2	1
令和6年	30	23	76.7%	9	4	2
令和7年 (速報値)	35	26	74.3%	12	3	3



監督実施事業場数、改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項

	監督実施事業場数	改善基準告示違反事業場数	違反率	主な違反事項				
				総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間
令和4年	32	19	59.4%	10	15	7	9	14
令和5年	25	9	36.0%	6	7	6	3	5
令和6年	30	18	60.0%	6	12	9	5	7
令和7年 (速報値)	35	20	57.1%	10	17	9	7	7



過重労働解消キャンペーンの取組（ベストプラクティス企業訪問）

- 11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組として、長時間労働削減等に積極的に取り組んでいる県内のトラック運送事業者を「ベストプラクティス企業」として選定し、秋田運輸支局長と合同で訪問し、意見交換を実施。

厚生労働省 秋田労働局 国土交通省 秋田運輸支局 Press Release

報道関係者 各位

令和7年12月12日
【照会先】
秋田労働局 労働基準部 監督課
課長 中島 良則
監督係 尾野 嘉祐
電話 018-862-6682

秋田労働局長と秋田運輸支局長が ベストプラクティス企業を訪問しました

～長時間労働削減に積極的に取り組んでいるトラック運送事業者との意見交換～

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、本年も過労死等をなくすために「過重労働解消キャンペーン」などの取組を行いました。

秋田労働局（局長 山本博之）では、その取組の1つとして、長時間労働削減等に積極的に取り組んでいる県内企業を「ベストプラクティス企業」として選定するとともに、労働局長が直接企業を訪問して取組内容を確認し、関係者と意見交換を行いました。

今年度は長時間労働削減等に向けた取組を行うトラック運送事業者を東北運輸局秋田運輸支局長と合同で訪問し、別添のとおり概要を取りまとめましたので、広く県内に事例を紹介します。

ベストプラクティス企業への局長訪問（取組内容の確認と意見交換）

訪問先 有限会社石田運輸商会 物流センター（秋田県大館市）
訪問日 令和7年11月20日（木）

取組内容
「物流の未来を切り拓くA」運行管理システムについて」

詳細は別添資料または秋田労働局ホームページ掲載資料をご確認ください。



本件のお問い合わせは、秋田労働局労働基準部監督課（電話：018-862-6682 担当：中島または尾野）までご連絡をお願いします。訪問企業への直接連絡はご遠慮ください。

初めに石田社長から長時間労働削減のための取組事例についてご説明いただきました。労働時間削減等の取組は主に3つです。

1 GPS 動態管理システムの活用によるバックオフィスの効率化

ドライバーの労働環境を改善するためには運行状況の正確な把握が不可欠であることから、石田社長はGPSによる動態管理システムを導入し、自社の物流を可視化しました。

これにより、運行管理の業務負担が30%ほど減少しました。また、トラックの位置情報をリアルタイムに把握することができるため、荷主からの問合せ等に対して、休憩中のドライバーへ電話連絡せずとも、状況を把握することが可能になり、ドライバーへの業務連絡の頻度を減らし、負担を軽減することができました。



左：動態管理システム用の車載カメラ
右：動態管理システムによるトラックの位置情報



石田義光社長



山本労働局長（秋田労働局：中央）
唐牛運輸支局長（秋田運輸支局：右端）
奥田部長（秋田県トラック協会：左から2番目）
松原首席運輸企画専門官
（秋田運輸支局：右から2番目）
中島監督課長（秋田労働局：左端）

労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）

労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**

（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

	令和4年12月～令和7年12月
実施件数 （秋田県）	27,208件 （505件）

▶ 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

立入調査時に情報収集



運送業者

厚生労働省

厚生労働省HPにおいて情報収集

国土交通省

情報提供（拡充）

働きかけに活用

労働基準監督署

荷主への要請（新規）

法に基づく「働きかけ」等

発荷主

着荷主

※ 荷主への働きかけ等の実施に当たり、厚生労働省から提供された情報も活用
※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底

労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和6年3月22日に改正された「標準的運賃」及び「標準運送約款」が告示され、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附随作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和6年5月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット「STOP！ 長時間の荷待ち」

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP!

長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いします。

出典：国土交通省「トラック運送状況の実態調査（R2）」

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

発着荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- 予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
- パレット等の活用（発着荷主共通）
- 納品リードタイムの確保（着荷主）
- 運送を考慮した出荷時刻の設定（発着主） など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023.6.6)

運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附随作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

「トラックドライバーの労働環境を改善しよう」(2023.6.6)

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間を定めた

令和5年10月～
「標準的運賃」についても周知

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附随作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「トラック輸送の新たな標準的運賃」が告示されました。

「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正を進める改正

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主（発着主・着荷主）と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等に取り組みむべき措置について努力義務が新たに課せられます。また、トラック事業者の取組に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「改正物流法について」

お問い合わせ

令和6年9月～
「改正物流法」についても周知

電話番号	06-225-2015	06-221-9242	083-995-0370	088-652-9163	087-811-8918	089-935-5203	088-885-6022	092-411-4862	095-32-7169	095-801-0030	096-355-3181	097-536-3212	098-38-8874	099-223-8277	098-868-4303																																																																		
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370	宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163	秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918	山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203	福岡	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022	茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862	栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	095-32-7169	群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030	埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181	千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212	東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8874	神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277	新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303	富山	076-432-2730	鳥根	0852-31-1156

(2024.9)

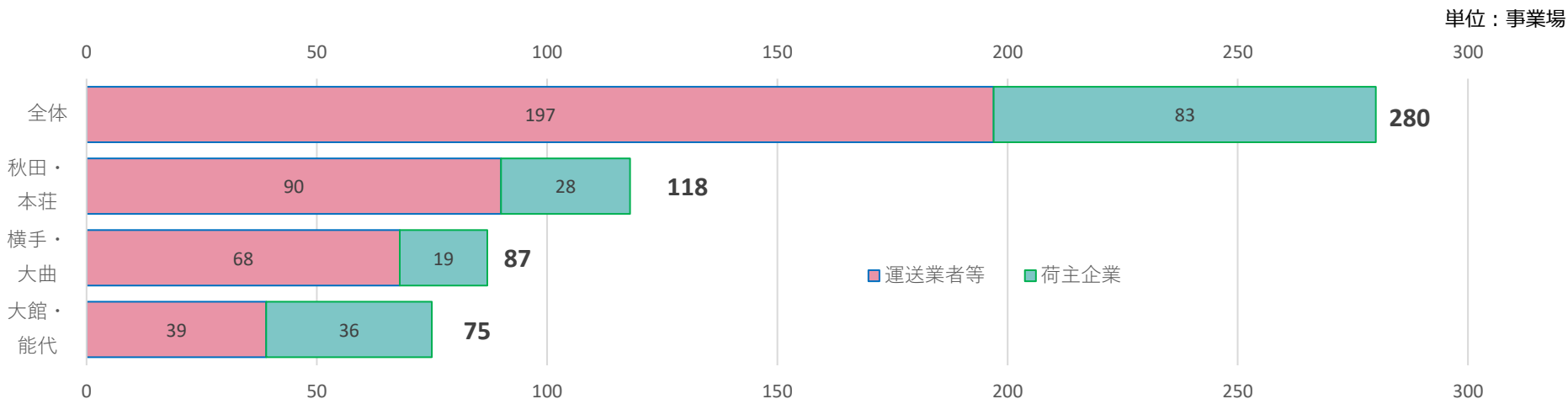
労働時間等説明会の開催結果等について

労働時間等説明会について（平成30年4月～）

- 道路貨物運送業の業界全体の働き方改革の推進と長時間労働削減に関する自主的な取組を推進するため、関係機関である秋田運輸支局及び秋田県トラック協会と連携し、労働時間等説明会を開催している。
- 令和7年度の説明会では、行政機関からの説明のほか、荷主企業から荷待時間短縮に向けた取組についても説明。

開催結果

- 令和7年11月に県内3か所で開催、トラック事業者のほか荷主企業にも参加いただき、合わせて280事業場（318人）となった。



働き方改革推進支援助成金

令和8年度当初予算案 **101億円** (92億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名		成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース <small>（長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）</small>	建設事業	①～⑥の何れかを1つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等 ②：100万円（10H以上）等 ③：25万円 ④：25万円 ⑤：170万円（11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 150万円（11H以上）等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥：100万円（4週4休→4週8休）等 ⑦：50万円
	自動車運転の業務	①～⑤の何れかを1つ以上	
	医業に従事する医師	①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	
	砂糖製造業 <small>（鹿児島県・沖縄県に限る）</small>	①～⑤の何れかを1つ以上	
	その他長時間労働が認められる業種	①～⑤の何れかを1つ以上	
労働時間短縮・年休促進支援コース <small>（労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）</small>		①～③の何れかを1つ以上	①：150万円（月80H超→月60H以下）等 ②：25万円 ③：25万円
勤務間インターバル導入コース <small>（勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成）</small>		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H：100万円 ・11H以上：150万円
取引環境改善コース（仮称） <small>（荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成）</small>		荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること	上限額：100万円
団体推進コース <small>（傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）</small>		事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円

- **助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）**：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組
（取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 等）
 （団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等）

- **加算制度あり**（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）

<賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：6万円～最大60万円、5%以上：24万円～最大480万円、7%以上：36万円～最大720万円）。

<割増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。

②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。

参考：自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトによる周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト内に設けた「物流情報局」において、「標準運賃」や「荷待ち・荷役時間削減に向けた対応」等周知している。



「物流情報局」の掲載内容

荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など

関係法令のポイント

- 物流改正法、関係省令 など

トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など



▲ポータルサイト



▲物流情報局
(荷主向け)



▲物流情報局
(事業者向け)

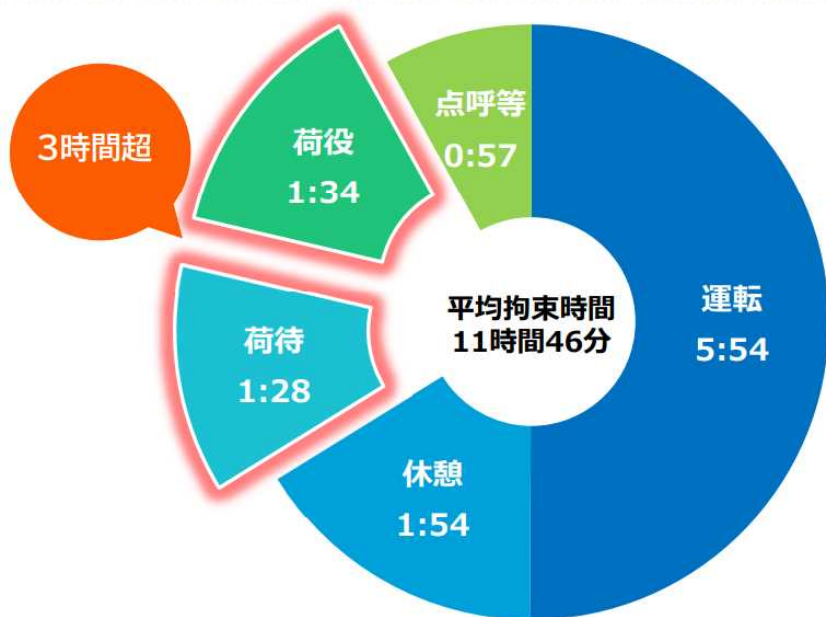
STOP!



長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳



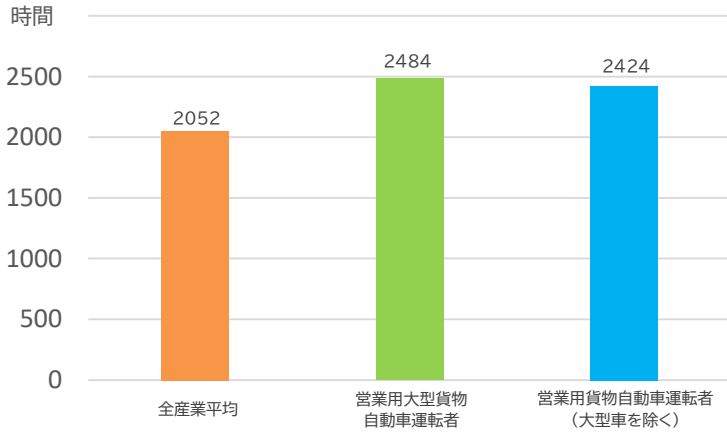
トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

出典：国土交通省「ドライバー実態アンケート調査(R6)」



⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

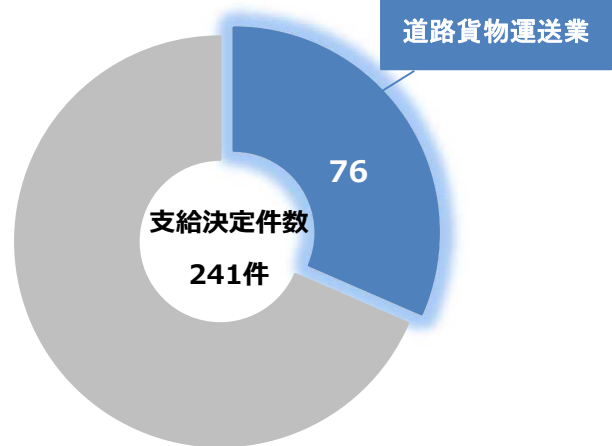
年間の労働時間



厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」より

トラックドライバーは、他の職業と比較して、長時間労働の実態にあります。

業務災害に係る脳・心臓疾患の労災支給決定の状況



厚生労働省「令和6年度『過労死等の労災補償状況』」より

道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多く、支給決定件数の約3割を占めています。

こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行などトラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。



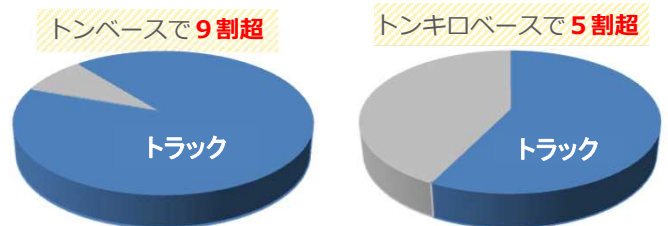
⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。



トラック輸送は、国内貨物輸送において最も大きな割合を占めています。

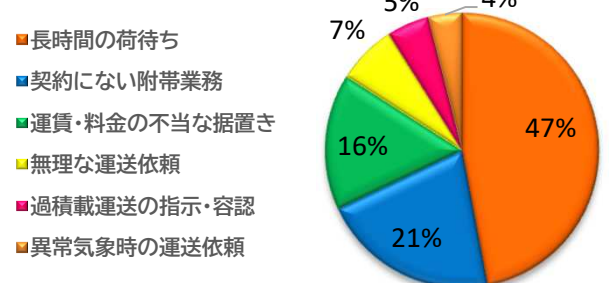
国内貨物輸送量



出典:国土交通省「自動車輸送統計年報」「鉄道輸送統計年報」「内航船舶輸送統計年報」「航空輸送統計年報」(令和6年度)より

トラック・物流Gメンによる「働きかけ」等を行った荷主のうち約7割で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約にない附带業務」が認められています

国土交通省による「働きかけ」等における荷主起因の違反原因行為※の割合 (令和7年11月30日時点)



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

こうした状況を踏まえると、発着荷主の皆さまにも長時間の荷待ち等の削減に向けた取組を行っていただくことが必要です。

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1

長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- ・予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- ・パレット等の活用(発着荷主共通)
- ・納品リードタイムの確保(着荷主)
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

「物流効率化法」理解促進ポータルサイト



※令和8年度から荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等に対する支援を行っています。



「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(令和5年6月)



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない付随作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット
「荷役作業での労働災害を防止しましょう！『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』のご案内」



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

パンフレット
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。令和6年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は付随作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」



物流の生産性向上・適正化に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、令和6年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという課題に直面しています。

こうした中、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が施行されているほか、トラックドライバーの処遇改善やトラック運送業界の健全化の推進を目的としたトラック適正化二法が、順次施行されています。

「改正物流法」の主な事項

- ・ すべての発荷主・着荷主(企業規模を問わない)と物流事業者に対して
⇒ 荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置が努力義務化
- ・ トラック事業者の取引に対して
⇒ 運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等が義務化

「トラック適正化二法」の主な事項

- ・ 荷主等に対して ⇒ 違法な「白トラ」の利用を禁止(罰則付)
- ・ 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して
⇒ 再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、

トラックポータルサイト内
物流情報局(荷主向け)



物流の生産性向上・適正化に向けた取組にご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。

ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		